

第9章 事後調査の実施計画

事後調査は、技術指針の「第 14 事後調査の検討」に基づき、以下の事項に該当する場合について行うものである。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きいもの
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じようとするもの
- ・ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ・ 環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ・ その他必要と認められるもの

施設の運営・維持管理において実施する各種測定の実施項目を考慮し、本事業の実施に伴う環境影響に係る事後調査の必要性を検討した結果、表 9-1 に示すとおり、騒音（工事用車両の走行による影響）について事後調査を行うこととした。

事後調査の内容及び事後調査結果の判定基準は、表 9-2 に示すとおりである。

表 9-1(1) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因	事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定的実施
		不確実性の程度が大きいもの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいものがあるもの	その他必要と認められるもの		
大気質	工場の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	○※1
	工場の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	存在及び供用	-	-	-	○	-	実施する	○※2
騒音	建設機械の稼働による騒音影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	工事車両の走行による騒音影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	建設機械の稼働による騒音影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	工事車両の走行による騒音影響	-	-	-	-	-	実施しない	
振動	建設機械の稼働による振動影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	工事車両の走行による振動影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	建設機械の稼働による振動影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	工事車両の走行による振動影響	-	-	-	-	-	実施しない	○※3
悪臭	建設機械の走行による悪臭	-	-	-	-	-	実施しない	○※4
	ごみ処理施設からの漏洩による悪臭	-	-	-	-	-	実施しない	
水質	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭	-	-	-	-	-	実施しない	
	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	土地の造成に伴う濁水の影響	-	-	-	-	-	実施しない	
	生活排水の排水に伴う影響	-	-	-	-	-	実施しない	○※5

注1) 「-」: 該当しない、「○」: 該当する
 注2) 事後調査実施の判断: 技術指針「第14 事後調査の検討」の視点
 ※1) 排出ガス中の大気汚染物質濃度を測定する。
 ※2) 敷地境界の騒音を測定する。
 ※3) 敷地境界の振動を測定する。
 ※4) 敷地境界の悪臭を測定する。
 ※5) 排水中の水質を測定する。

表 9-1(2) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因	事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定的実施
		不確実性の程度が大きいもの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいもの	その他必要と認められるもの		
土壌	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
	ごみ処理施設の稼働に伴う土壌への影響							
水生生物	工事の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
生態系	工事の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
景観	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
	造成地の存在、ごみ処理施設の存在による景観への影響							
廃棄物等	工事の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	伐採木、建設発生土等の建設副産物の発生							
温室効果ガス等	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
	ごみ処理施設の稼働に伴う焼却灰の発生							
温室効果ガス等	工事の実施	-	-	-	-	-	実施しない	
	樹林の伐採による温室効果ガス等の吸収量の減少							
温室効果ガス等	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
	ごみ処理施設の稼働による温室効果ガス等の排出量削減効果							
温室効果ガス等	存在及び供用	-	-	-	-	-	実施しない	
	関係車両の走行による温室効果ガス等の排出量							

注1) 「-」: 該当しない、「○」: 該当する

注2) 事後調査実施の判断: 技術指針「第14 事後調査の検討」の視点

表 9-2 事後調査の内容

環境要素	環境要因	調査項目	調査地点	調査方法	調査時期	評価基準
騒音	工事の 実施 工事用車両 の走行によ る影響	等価騒音レベル (L_{Aeq}) 交通量 (工事用車両を 別途観測)	予測地点 No. 1 (城 山球場)、No. 2 (組 合グラウンド第1駐 車場)	「騒音に係る環境 基準について」 (平成10年9月30 日環境庁告示第64 号)に定める方法 等	工事用車両台 数のピーク時 に1回	「騒音に係る環境基準につい て」(平成10年9月30日環境 庁告示第64号)に基づく環境 基準または現況の道路交通騒 音レベル